平成22年度決算に基づく健全化判断 比率及び資金不足比率について

平成23年12月22日

南相馬市総務企画部財務課

1 健全化判断比率

(単位:%)

区 分	南相馬市の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	12. 54	20. 00
連結実質赤字比率	-	17. 54	35. 00 *1
実質公債費比率	15. 7	25. 0	35. 0
将来負担比率	107. 1	350. 0	

- * 赤字額がないため「一」表示としている。
- *1 本来30%であるが、経過措置でH20:40%→H21:40%→H22:35%となる。

〇早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支の不均衡、その他の財政状況の悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準

基準値以上の場合

⇒・財政健全化計画の策定(議会の議決)、公表 ・外部監査要求の義務付け 等

〇財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡、その他の財政状況の著しい悪化により、自主 的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき 基準(国等の関与による確実な再生)

基準値以上の場合

- ⇒・財政再生計画の策定(議会の議決)、公表 ・外部監査要求の義務付け
 - ・計画について国への協議 ・地方債の制限(国の同意を得ていない場合)等

4指標とも「早期健全化基準」に該当しない状況である。

2 資金不足比率

(単位:%)

		\
会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	ı	20. 0
工業用水道事業会計	I	20. 0
病院事業会計	I	20. 0
下水道事業会計	I	20. 0
簡易水道事業特別会計	1	20. 0
農業集落排水事業特別会計	_	20. 0

^{*}資金不足額がないため「-」表示としている。

〇経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準 基準値以上の場合

⇒・経営健全化計画の策定(議会の議決)、公表 ・外部監査要求の義務付け 等

全ての会計において「経営健全化基準」に該当しない状況である。

3 各健全化判断比率の算定内訳

(1) 実質赤字比率

- 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- 一般会計等の赤字の程度を示すもので、数値が大きいほど財政状況が厳しい ことを表す。

(単位:%)

			\ - - · / •/
区分	H22 a	H21 b	差引(a-b)
実質赤字比率	-4. 52	-3. 64	-0. 88
早期健全化基準	12. 54	12. 58	-0. 04
財政再生基準	20.	00	

- * 実質収支額が黒字のため、実質赤字比率をマイナス表示にしている。
- * 早期健全化基準は、財政規模に応じ11.25%から15%となる。

一般会

一般会計等の実質赤字額

実質赤字比率= -

標準財政規模

- ・一般会計等の実質赤字額:一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計 における実質赤字の額
- 実質赤字の額=繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額

(単位:千円、%)

(羊匹					
		会 計 名	H22実質収支額 a	H21実質収支額 b	差引(a—b)
_	— 拍	设会計	864, 651	656, 487	208, 164
般	一般	育英資金貸付特別会計	-1, 945	2, 868	-4, 813
会計等	一般会計等に属する特別会計	亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計	2, 914	3, 066	-152
寺	寺会計	工場用地等整備事業特別会計	-484	1, 419	-1, 903
		合計	865, 136	663, 840	201, 296
		実質赤字額	-865, 136	-663, 840	-201, 296
標準	隼財政規	見模(臨時財政対策債発行可能額含む)	19, 107, 029	18, 233, 133	873, 896
		実質赤字比率(%)	-4. 52	-3. 64	-0. 88

東日本大震災の影響により、育英資金貸付特別会計で3月分育英資金貸付金 回収金の口座引落ができなかったため、また、工場用地等整備事業特別会計で 県貸付金償還金の支払猶予により支払繰延したため、それぞれ赤字となったも のの、一般会計等(合計)の実質収支額は黒字となった。

平成21年度と比較すると、一般会計における実質収支額が増加したことから黒字率が増加した。

(2)連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率 一般会計等に加え、国民健康保険特別会計、水道事業などのすべての公営事業会計を合算し、市全体としての赤字の程度を示すもので、数値が大きいほど 財政状況が厳しいことを表す。

(単位:%)

区 分	H22 a	H21 b	差引(a-b)
連結実質赤字比率	-26. 56	-22. 07	-4. 49
早期健全化基準	17. 54	17. 58	-0. 04
財政再生基準	35. 00	40.00	-5. 00

- * 実質収支額、資金不足・剰余額が黒字のため、連結実質赤字比率をマイナス表示に している。
- * 早期健全化基準は、財政規模に応じ16.25%から20%となる。

連結実質赤字額 (イ+ロ) - (ハ+ニ)

連結実質赤字比率=

標準財政規模

- 連結実質赤字額: イとロの合計額がハと二の合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の 合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実 質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の 合計額

(単位:千円、%)

						(+ - 1 1 1 1 1 1 1 1 1
			会 計 名	H22実質収支額、 資金不足・剰余額 a	H21実質収支額、 資金不足・剰余額 b	差 引 (a一b)
	一船	2会	計等	865, 136	663, 840	201, 296
			国民健康保険特別会計	303, 253	301, 068	2, 185
			介護保険特別会計	49, 375	61, 888	-12, 513
			後期高齢者医療特別会計	422	514	-92
公			老人保健特別会計	774	243	531
営			介護サービス事業特別会計	0	0	0
事業	公		水道事業会計	2, 007, 007	1, 501, 851	505, 156
会	営	法	工業用水道事業会計	539, 224	270, 798	268, 426
計	企	適	病院事業会計	982, 374	944, 683	37, 691
	業		下水道事業会計	321, 539	269, 574	51, 965
	会 計	法非	簡易水道事業特別会計	1, 543	6, 969	-5, 426
	訂	遊	農業集落排水事業特別会計	4, 396	2, 788	1, 608
			슴 計	5, 075, 043	4, 024, 216	1, 050, 827
			連結実質赤字額	-5, 075, 043	-4, 024, 216	-1, 050, 827
			標準財政規模	19, 107, 029	18, 233, 133	873, 896
		追	輕結実質赤字比率(%)	-26. 56	-22. 07	-4. 49

一般会計等に属する2つの会計で実質収支額が赤字となったものの、一般 会計等及び連結する他の会計において、実質収支額、資金不足・剰余額が黒 字であり、連結実質赤字比率は黒字となった。

平成21年度と比較すると、各会計においてそれぞれ増減はあるものの全体として黒字額が増加した。

(3) 実質公債費比率

- 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する 比率
- 地方債の返済額及びこれに準ずる額の負担の程度を示すもので、数値が大き いほど負担が重いことを表す。

(単位:%)

区 分	H22 a	H21 b	差引 (a-b)
実質公債費比率 (3ヵ年平均)	15. 7	16. 5	-0.8
早期健全化基準	25.	0	
財政再生基準	35.	0	

(地方債の元利償還金+準元利償還金) -(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

実質公債費比率= -(3ヵ年平均)

標準財政規模-

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

- ・準元利償還金 : ③から⑦までの合計額
 - ③ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ④ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ⑤ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ⑥ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ⑦ 一時借入金の利子

(単位:千円、%)

	(単位:十円、物)						
	ウチックサルナッド	22(単年	· <u>伎)</u>	21(単年	<u> </u>	20(単年	<u> </u>
	実質公債費比率分析	算 定 額	分母比	算 定 額	分母比	算定額	分母比
	分 子(①~⑦ — 控除額計A)	2,404,533	14.8	2,436,566	15.7	2,554,003	16.7
1	元利償還金の額 (繰上償還額等の額に係る分を除く)	3,622,458	22.2	3,655,840	23.5	3,702,593	24.2
2	積立不足額を考慮して算定した額	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償 還金に相当するもの(年度割相当額)	0	0.0	3,333	0.0	6,667	0.0
4	公営企業に要する経費の財源とする地方債 の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,171,197	7.2	1,176,240	7.6	1,177,908	7.7
⑤	一部事務組合等の起こした地方債に充てた と認められる補助金又は負担金	29,461	0.2	28,602	0.2	29,475	0.2
6	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	467,119	2.9	515,220	3.3	503,761	3.3
7	一時借入金の利子	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	控除額計 A (⑧~⑭) (基準財政需要額に算入された額)	2,885,702	17.7	2,942,669	18.9	2,866,401	18.8
	⑧ 特定財源の額	70,543	0.4	276,934	1.8	279,780	1.8
	⑨ 事業費補正算入	747,984	4.6	756,656	4.9	790,124	5.2
	⋒ 事業費補正質 λ (淮元利償還全分)	434,079	2.7	457.300	2.9	483,160	3.2
	① 災害復旧費等		8.9	1,272,252	8.2		7.5
	② 災害復旧費等(準元利償還金分)	1,451,066 19,509	0.1	21,981	0.1	1,144,620 24,757	0.2
	①	31,477	0.1 0.2	31,599	0.2	31,591	0.2 0.2
	(4) 密度補正算入(準元利償還金分)	131,044	0.8	125,947	0.8	112,369	0.7
	分 母(⑮~⑪ - (控除額計 A-®))	16,291,870	100.0	15,567,398	100.0	15,277,060	100.0
(15)	標準税収入額等	10,401,868	63.8	10,806,213	69.4	11,530,872	75.5
(16)	普通交付税額	6,820,923	41.9	6,320,146	40.6	5,619,683	36.8
$\widecheck{\mathbb{I}}$		1,884,238	11.6	1,106,774	7.1	713,126	4.7
Ĺ	控除額計 A-8	2,815,159	17.3	2,665,735	17.1	2,586,621	16.9
	実質公債費比率(単年度)	14. 75910		15. 65172		16. 71789	
	実質公債費比率(3ヶ年平均)			15.7			

実質公債費比率 (H20~H22の3ヵ年平均値) は15.7%であり、早期健全化基準を下回った。

平成 21 年度と比較すると、単年度ベースで 0.9 ポイント、3 ヵ年平均値 で 0.8 ポイント低下した。

これは都市計画税廃止による上昇要因が、地方財源の充実による普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額の増加により打ち消され、低下したものである。

(4) 将来負担比率

- 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
- 地方債など将来負担すべき額の残高の程度を示すもので、数値が大きいほど 今後の負担が重いことを表す。

(単位:%)

			\ + 2 · / 0 /
区分	H22 a	H21 b	差引(a-b)
将来負担比率	107. 1	117. 1	-10.0
早期健全化基準	350	0. 0	

将来負担額- (充当可能基金額+特定財源見込額+ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率=-

標準財政規模一

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額

- 将来負担額 : ①'から⑧'までの合計額
- ①'一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ②'債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
- ③'一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④'当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見 込額
- ⑤ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担 見込額
- ⑥'地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- (7) 連結実質赤字額
- (8) 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- **充当可能基金額** : ①'から⑥'までの償還額等に充てることができる 地方自治法第 241 条の基金

(単位:千円、%)

	22 a	l	21 1)	差引(a	-b)
将来負担比率分析	算 定 額	分母比	算定額	分母比	増 減	対 前 年 度 増 減 率
分 子(B-C)	17,458,446	107.1	18,241,925	117.1	▲ 783,479	▲ 4.3
将来負担額 B (①'~®')	56,480,825	346.7	58,634,808	376.7	▲2,153,983	▲ 3.7
①' 地方債の現在高	35,403,586	217.3	35,996,285	231.2	▲592,699	▲ 1.6
②' 債務負担行為に基づく支出予定額	2,420,710	14.9	2,849,965	18.3	▲ 429,255	▲ 15.1
③'公営企業債等繰入見込額	12,517,692	76.8	13,572,984	87.2	▲ 1,055,292	▲ 7.8
④'組合等負担等見込額	271,738	1.7	251,839	1.6	19,899	7.9
⑤'退職手当負担見込額	5,867,099	36.0	5,963,735	38.3	▲96,636	▲ 1.6
⑥'設立法人の負債額等負担見込額	0	0.0	0	0.0	0	-
地方道路公社	0	0.0	0	0.0	0	-
土地開発公社	0	0.0	0	0.0	0	-
第三セクター等	0	0.0	0	0.0	0	-
⑦' 連結実質赤字額	0	0.0	0	0.0	0	-
⑧'組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0.0	0	0.0	0	-
充当可能財源等 C(⑨'~⑪')	39,022,379	239.5	40,392,883	259.5	▲ 1,370,504	▲3.4
⑨' 充当可能基金	5,382,758	33.0	5,062,026	32.5	320,732	6.3
⑩'充当可能特定歳入	713,704	4.4	2,705,711	17.4	▲ 1,992,007	▲ 73.6
うち都市計画税	0	0.0	2,130,484		▲ 2,130,484	
⑪'基準財政需要額算入見込額	32,925,917	202.1	32,625,146		300,771	
分 母(標財 - 控除額計)	16,291,870	100.0	15,567,398	100.0	724,472	4.7
標準財政規模	19,107,029	117.3	18,233,133	117.1	873,896	4.8
控除額計(元利償還金·準元利償還金に係る 基準財政需要額算入見込額)	2,815,159	17.3	2,665,735	17.1	149,424	5.6
将来負担比率	107. 1		117. 1		▲ 10.0	

将来負担比率は107. 1%であり、早期健全化基準を下回った。 平成21年度と比較すると、10.0ポイント低下した。

これは都市計画税廃止による上昇要因があったものの、

- ・南相馬市中長期財政計画の方向性を踏まえ、発行額を抑制したことによる地方債の現在高の減少
- 公営企業債等繰入見込額の減少
- ・地方財源の充実による普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額の増加

などにより打ち消され、低下したものである。

4 資金不足比率の算定内訳

公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率

○ 公営企業の事業規模に対する資金不足額の程度を示すもので、数値が大きいほ ど経営状況が厳しいことを表す。

(単位:%)

				\ + \(\frac{+}{2}\) \(\frac{1}{2}\)
	会 計 名	H22 a	H21 b	差引(a-b)
	水道事業会計	-192. 8	-148. 2	-44. 6
法	工業用水道事業会計	-129. 9	-65. 3	-64. 6
適	病院事業会計	-25. 1	-24. 9	-0. 2
	下水道事業会計	-48. 0	-41.9	-6. 1
法非適	簡易水道事業特別会計	-4. 9	-18. 5	13. 6
適	農業集落排水事業特別会計	-11. 2	-6. 4	-4. 8
	経営健全化基準	20.	. 0	

^{*}資金不足額がないため、マイナス表示にしている。

資金の不足額

資金不足比率=

事業の規模

資金の不足額(法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充て

るために起こした地方債の現在高 一流動資産) -

解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良

費等以外の経費の財源に充てるために起こした地

方債現在高) - 解消可能資金不足額

事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相

当する収入の額

(単位:千円、%)

	会 計 名	資金不足額で	事業の規模 イ	資金不足比率(%) ア/イ×100
	水道事業会計	-2, 007, 007	1, 040, 925	-192.8
法	工業用水道事業会計	-539, 224	415, 005	-129.9
適	病院事業会計	-982, 374	3, 920, 626	-25.1
	下水道事業会計	-321, 539	669, 894	-48.0
法非適	簡易水道事業特別会計	-1, 543	31, 451	-4.9
適	農業集落排水事業特別会計	-4, 396	39, 093	-11.2

^{*}資金不足額がないため、マイナス表示にしている。

資金不足比率については、各会計においてそれぞれ増減はあるものの、資金不足を生じていないため、「経営健全化基準」に該当しない状況である。

【参考資料】

〇 南相馬市における健全化判断比率等の対象会計等

		会	計 名	等			適	用		範	囲]
	一般会計					実		\ ,	\bigwedge		\bigwedge	
般会計算	一般会計等に・ 属する特別会 計		育英資金貸付特別会計			実 質 赤 字 比	7.+	<u> </u>	, 1	\	/] '	7
			亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計		会計	字 比	連 結		実質		将 来	
等			工場用地等整備事業特別会計			率	連結実質		公 債		負	
	-		国民健康保険	特別会計		,	赤 字		費比		担比率	
			介護保険特別	会計			比率		率		#	
			後期高齢者医	療特別会計			4					
			老人保健特別	会計								
公営事業会計			介護サービス	事業特別会計								
	公営企業会計	法適	水道事業会計	•								
			工業用水道事	業会計								資 金
			病院事業会計	•								一
			下水道事業会	計								不 足 比
		法非適	簡易水道事業特別会計			7		7				率
			農業集落排水	事業特別会計				/				
一部事務組合· 広域連合			相馬地方広域	市町村圏組合								
			相馬地方広域水道企業団									
			福島県後期高齢者医療広域連合		合							
			福島県市民交通災害共済組合		ì			7	ı L	7		
			福島県市町村総合事務組合						\bigvee		J L	7
地方公社等相馬地方土地開発公社												

^{*}法非適用の介護サービス事業特別会計については、決算統計上は「公営企業会計」として取り扱うことになっているが、財政健全化判断比率等算定上は公営企業以外の公営事業会計として取り扱うため、資金不足比率の算定対象にはならないものである。